

## 別記4 農業支援サービス事業支援タイプ

### 第1 目的

農業従事者の高齢化、農村人口の減少等により農業現場の人手不足が見込まれる中、将来的に農業生産を維持・拡大していくためには、ドローン防除作業の受託やスマート農機のシェアリングなど農業者を支援するサービスを提供する「農業支援サービス事業」の育成・普及が必要である。

このため、以下に定める農業支援サービス事業に係る取組に対して支援する。

### 第2 取組の内容等

#### 1 交付対象とする取組の内容

農業支援サービス事業支援タイプ（以下「本対策」という。）での取組の内容は、以下のとおりとする。

- (1) 農業者の行う農作業を代行する取組（受委託契約の下で農作業を代行するものに限る。）
- (2) 農業者が使用する農業用機械等を、レンタル・サブスクリプション等の販売以外の手段によって農業者に提供する取組
- (3) 作業者を必要とする農業現場に農作業を行う人材を派遣する取組
- (4) 農産物（生育途中のものを含む。）、種苗、土壤やほ場等の状態の把握及びその情報の分析を行い、これに基づき農業者に情報・助言等を提供する取組
- (5) 上記（1）から（4）までの複合型の取組

#### 2 交付対象経費

本対策の交付対象経費は1の取組に必要な農業用機械等の取得又はリース導入に係る費用とし、本対策の対象として明確に区分でき、かつ、証拠書類によってその金額が確認できるものとする。また、その経理に当たっては、費目ごとに整理するとともに、ほかの事業等の会計と区分して経理を行うこととする。

#### 3 成果目標

事業実施主体は、本事業の成果目標について、事業実施年度の翌々年度における事業実施主体の提供するサービスを活用する経営体数、農地面積又は売上に係る目標を、事業実施計画に定めなければならない。

#### 4 目標年度

目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。

#### 5 事業実施計画の基準

事業実施計画は、事業を実施しようとする事業者又はコンソーシアムが農業支援サービス事業に取り組む内容について作成することとし、次の項目を全て記載するものとする。

- (1) 目標達成に向けて取り組む事業内容に関すること。
- (2) 事業により期待される効果に関すること。
- (3) 事業実施の成果目標に関すること。

#### 6 採択基準

- (1) 農産局長が設置する外部有識者等で構成される選定審査委員会において、応募者から提出された申請書を審査・採点し、予算の範囲内で、ポイントの高い者から順に採択するものとする。なお、同ポイントの申請書類が複数あった場合は、事業費が少ない者を優先的に採択するものとする。
- (2) 農産局長又は地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては当該都府県の区域を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）は、選定審査委員会による指摘等があった場合には、応募

者に指示し、指摘等を反映した申請書類を提出させることとする。

なお、この場合にあっても、ポイントの変更は行わないものとする。

## 7 交付対象基準等

単年度の交付限度額は、1,500万円以内とし、交付対象基準は以下のとおりとする。

- (1) 事業実施主体は、農業用機械等の購入先の選定に当たっては、当該農業用機械等の希望小売価格を確認するとともに、自ら、一般競争入札の実施又は複数の業者から見積もりを提出させること等により、事業費の低減に向けた取組を行うものとする。
- (2) 交付の対象となる農業用機械等は、動産総合保険等の保険（盜難補償及び天災等に対する補償を必須とする。）に確実に加入するものとする。
- (3) 事業実施主体が、国庫補助事業により農業用機械等の導入又はリース導入に対する支援を受けていた実績がある場合は、法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいう。以下同じ。）の期間内における本対策の成果目標の達成状況等を十分に考慮するものとする。
- (4) 本体価格（複数の物品をまとめて使用する場合にあっては一式の価格）が50万円以上（税抜き）の農業用機械等（アタッチメントを含む。）であること。
- (5) 原則、新品であること。  
ただし、地方農政局長等が必要と認める場合は、中古農業用機械等（法定耐用年数から経過期間を差し引いた残存年数（年単位とし、1年未満の端数は切り捨てる。）が2年以上の農業用機械等をいう。）も対象とすることができるものとする。
- (6) 農業用機械等を導入する場合、以下の要件を満たすものとする。
  - ア 交付対象は、農業支援サービス事業の取組に必要な農業用機械等に限るものとする。
  - イ 農業用機械等の利用期間は、法定耐用年数以上とする。
  - ウ 農業用機械等の導入を行った場合は、本要綱第24に定める財産管理台帳の写しを、地方農政局長等に対して提出するものとする。  
地方農政局長等は、事業実施主体から提出のあった財産管理台帳の写しに基づき、財産処分制限期間中の農業用機械等の利用状況を確認するとともに、本事業の適正かつ確実な実施の確保に努めるものとする。
- (7) 農業用機械等をリース導入する場合、以下の要件を満たすものとする。
  - ア 申請方式については、事業実施主体とリース事業者との共同申請を原則とする。この場合の交付金は、当該リース事業者へ支払うこととする。
  - イ 農業用機械等のリース期間は、事業実施計画の事業実施期間以上で法定耐用年数以内とする。
  - ウ リースによる導入に対する交付金（以下「リース料交付額」という。）については、次の算式によるものとする。

$$\text{「リース料交付額」} = \text{「リース物件購入価格（税抜き）」} \times \text{交付率（1/2以内）}$$

ただし、当該リース物件のリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とする場合又はリース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料交付額については、それぞれ次の算式によるものとする。さらに、当該リース物件に係るリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料交付額については、それぞれ次の算式により算出した値のいずれか小さい方とする。

$$\begin{aligned}
 \text{「リース料交付額」} &= \text{「リース物件購入価格（税抜き）」} \times \text{（「リース期間」} \\
 &\quad \div \text{「法定耐用年数」} \times \text{交付率（1/2以内）}
 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned}
 \text{「リース料交付額」} &= \text{（「リース物件購入価格（税抜き）」} - \text{「残存価格」} \\
 &\quad \times \text{交付率（1/2以内）}
 \end{aligned}$$

エ 農業用機械等のリース導入に対する交付金の交付を行う地方農政局長等は、本事業が適切に行われるよう、事業実施計画の審査においては、財務状況や過去の実績等の情報について共同申請者であるリース事業者へ照会するなど、配慮するものとする。

(8) 次に掲げる経費は、交付対象としない。

ア 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費

イ 他の国庫補助金を受けた（又は受ける予定の）経費

ウ 本体価格が50万円未満（税抜き）の農業用機械等（アタッチメント含む。）の導入又はリース導入に係る経費

(9) 農業用機械が取得する位置情報及び作業時間に関するデータ（以下、「農機データ」という。）について、農業者等が当該データを当該農業用機械のメーカー以外のシステムでも利用できるようにするため、本取組を活用してトラクター、コンバイン又は田植機を導入又はリース導入する場合は、農機データを取得するシステムを備えた製品を製造していないメーカーのものを選定する必要がある場合を除き、Application Programming Interface（複数のアプリケーション等を接続（連携）するために必要な仕組み。以下、「API」という。）を自社のwebサイトや農業データ連携基盤への表示等を通じて、データを連携できる環境を既に整備しているものを選定すること。

(10) 本事業で導入する農業用機械に附帯するシステムサービスの提供者が「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」（令和2年3月農林水産省策定）で対象として扱うデータ等を取得するのであれば、事業実施主体（事業実施主体以外の者に貸し付ける場合にあっては、当該貸付けの対象となる者）は、そのデータ等の保管について、本ガイドラインに準拠した契約を締結すること。

### 第3 事業実施等の手続

#### 1 事業計画書の作成及び提出

(1) 事業実施主体は、別紙様式1号の3に定める事業計画書を作成するものとし、別添2号に記載された各取組について事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、別紙様式2号の4により地方農政局長等に提出するものとする。

(2) 地方農政局長等は、(1)により提出された事業計画書及びその他関係書類（以下「事業計画書等」という。）について、本要綱及び農産局長が別に定める公募要領（以下「公募要領」という。）に照らして内容が適正であるか確認を行うものとする。ただし、公募要領により選出された交付予定者については、選定された応募者に通知することにより、事業計画書等が確認されたものとみなすことができるものとする。

(3) 事業の範囲が複数の地方農政局等の管轄する都道府県にわたる場合においては、事業実施主体は、その所在する又は主たる活動を行う都道府県を管轄する地方農政局等に事業計画書等を提出するものとする。

なお、事業計画書等の提出を受けた地方農政局長等は、確認を行うに当たり、あらかじめ関係地方農政局長等に対し、事業計画書等の写しを送付し、必要な調整を図るものとす

る。

ただし、事業実施主体が、特認団体の場合には、事業計画書等と合わせて別紙様式3号の3に定める特認団体協議書を提出し、地方農政局長等と協議を行うものとする。

(4) 成果目標の達成に資する場合には、本対策の範囲内で、取組内容等を変更することができる。

ただし、成果目標の変更にあっては、重要な変更として、(1)及び(2)並びに交付等要綱第13第1項及び第2項の規定による計画変更に準じた手続を行うものとする。

(5) 事業の着手は、原則として、交付決定後に行うものとする。

ただし、事業実施主体の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情による場合においては、事業の内容が明確となり、かつ、交付金の交付が確実になったときに限り、事業実施主体は、交付決定前であっても着手することができるものとする。この場合においては、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとし、着手に当たって事業実施主体は、様式第2号の5に定める交付決定前着手届を地方農政局長等に提出するものとする。

## 2 事業実施状況の報告

(1) 事業実施主体は、本対策の実施年度から目標年度の前年度までの間における成果目標の達成状況について、毎年度、翌年度の6月末までに、別紙様式4号の3及び別紙様式5号の2により当該年度における事業実施報告を地方農政局長等に報告するものとする。

(2) 地方農政局長等は、(1)による報告を受けた場合には、その内容について点検し、成果目標の達成が困難と判断した場合等は、当該事業実施主体に対して別紙様式6号の4の改善計画を提出させる等、適切な改善措置を講ずるものとする。

(3) 地方農政局長等は、事業実施主体に対し、(1)及び(2)に定める報告以外に、必要に応じ、報告や必要な資料の提出を求めるものとする。

## 3 取組の評価

(1) 事業実施主体は、事業計画書に定めた目標年度の翌年度において、事業計画書に定めた目標年度の成果目標の達成状況について、自ら評価を行い、その結果を目標年度の翌年度の6月末までに、別紙様式第4号の3及び別紙様式第5号の3により地方農政局長等に報告するものとする。

なお、事業の範囲が複数の地方農政局等の管轄する都道府県にあっては、報告を受けた地方農政局長等は、関係地方農政局長等に対し、報告書の写しを送付するものとする。

(2) 地方農政局長等は、(1)による報告を受けた場合には、遅滞なく関係部局で構成する検討会等を開催し、成果目標の達成度等の評価を行い、その結果を公表するとともに、事業計画書に定めた成果目標が未達成であった場合は、当該事業実施主体に対して、別紙様式6号の4の改善計画を提出させる等、適切な措置を講ずるとともに、当該評価結果及び指導内容を農産局長に報告するものとする。

(3) 地方農政局長等は、以下に該当する場合であって、事業実施主体から成果目標の変更又は評価終了の改善計画が提出され、検討会等に諮り、妥当と判断された場合には成果目標を変更し、又は評価を終了することができるとしている。

なお、成果目標の変更手続は、第3の1(4)の重要な変更に係る手続に準じて行うものとする。

ア 自然災害等により取組が困難となるような事態が生じている場合

イ 社会経済情勢の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じている場合

(4) 国は、本対策の効果的な実施に資するため、対策の実施効果その他必要な事項に関する調査を行うものとする。

#### 第4 事業実施主体

- 1 事業実施主体は、農業支援サービス事業を新たに始める事業者又は新たな農業支援サービス事業の展開を行う既存の事業者であって、本要綱別表1のIVの事業実施主体欄の（1）から（11）までに定める者とする。
- 2 本要綱別表1のIVの事業実施主体の欄の（8）の別記4に定める「民間事業者」は、農業支援サービス事業を新たに始める者又は新たな農業支援サービス事業の展開を行う既存事業者であるものとする。
- 3 本要綱別表1のIVの事業実施主体の欄の（11）の別記4に定める「コンソーシアム」は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。
  - (1) 都道府県、市町村、農業関係機関（農業協同組合、農業共済組合、土地改良区、農業委員会等）、民間事業者、生産者、実需者、農業生産技術・経営管理等に関する各種専門家等により構成されていること。
  - (2) 施設の利用料金を設定する場合は、原則として施設の管理運営に必要な経費の範囲内で設定することとしていること。
  - (3) 代表者、意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にしたコンソーシアムの運営等に係る規約（以下「コンソーシアム規約」という。）が定められていること。
  - (4) コンソーシアム規約において、一の手続につき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。
  - (5) 各年度の事業計画、収支予算等を構成員が参加する総会等により承認することとしていること。

#### 第5 その他

- 1 国は、本対策の効果的かつ適正な推進のため、地方公共団体との密接な連携による推進指導体制の整備を図り、本対策の実施についての推進指導に当たるとともに、融資機関及び農業信用基金協会との連携により、本対策の円滑な実施を図るものとする。
- 2 本対策に係る交付金の交付を受けた事業実施主体が本要綱に定める要件を満たさないことが交付後に判明した場合には、国は、当該事業実施主体に指示を行い、地方農政局長等に当該交付金の全額又は一部を速やかに返納させなければならない。
- 3 事業実施主体は、国の求めに応じ、農業支援サービス事業の発展に資するデータの提供等への協力及び事業効果の検証に協力するものとする。

強い農業づくり総合支援交付金のうち農業支援サービス事業支援タイプ

## 事業計画書

事業実施年度 :  年度

事業実施主体名 :

代表機関名 :

※コンソーシアム等代表機関がある場合のみ記載

1 事業実施主体

代表者名	○○（代表機関名・役職） ○○ ○○（氏名）
------	------------------------

構成員	
オブザーバー	

※構成員が複数いる又はオブザーバーがいる場合、実施体制及び役割分担が分かる資料を添付すること。

目標年度	○○年度
------	------

※事業実施年度の翌々年度とする。

2 農業支援サービスの育成・普及に向けた取組方針

「強い農業づくり総合支援交付金のうち農業支援サービス事業支援タイプ」審査基準も踏まえ、以下の（1）から（3）は必須、（4）は該当する場合のみ記載すること。

（1）取組内容と実現可能性

- ・取組内容
  - ・取組内容の実現可能性はどの程度か
  - ・事業として発展していくことがどの程度期待できるか
  - ・構成組織・人員等の面で実現できるような体制が整っているか
- 等を確認することができるよう、添付書類にある客観的根拠を参照しつつ、具体的に記載すること。

（2）農業現場への貢献度

- ・労働時間の削減やコストの低減等を通じて、どの程度農業現場の役に立つか
  - ・どの程度多くの農家の役に立つか
  - ・取組が1つの産地に留まらず、広まっていくことが期待されるか
  - ・作業を外注するという意識を定着させ、農業現場・農業者の意識に変革をもたらすものであるか
- 等を確認することができるよう、添付書類にある客観的根拠を参照しつつ、具体的に記載すること。

※上記項目について、「4 農業支援サービスの育成・普及に向けた成果目標」で設定する成果目標に係る客観的根拠を提示しつつ、具体的に記載して下さい。

（3）取組内容・技術等の新規性

- ・これまでの農業現場では見られなかった新規性のある取組内容（例えば、農業機械のシェアリングなど）か
  - ・これまでになかったビジネスモデルであるか
  - ・その他、何らかの新規性があるか
- 等を確認することができるよう、添付書類にある客観的根拠を参照しつつ、具体的に記載すること。

（4）その他（行政との整合）

--

3 目標年度までの年度活動計画

1年目：○年度の活動計画

2年目：○年度の活動計画

3年目：○年度の活動計画

その他

4 農業支援サービスの育成・普及に向けた成果目標

(1) から (3) のいずれかを選択

(1) 事業実施主体の提供するサービスを活用する経営体数に係る目標

	○年度 (現状)	○年度 (事業実施年度)	○年度	○年度 (目標年度)
経営体数				

(2) 事業実施主体の提供するサービスを活用する農地面積に係る目標

	○年度 (現状)	○年度 (事業実施年度)	○年度	○年度 (目標年度)
農地面積 (ha)				

(3) 事業実施主体の提供するサービスの売上に係る目標

	○年度 (現状)	○年度 (事業実施年度)	○年度	○年度 (目標年度)
売上 (万円)				

(参考) 想定している地域等 (任意)

--

## 5 事業費の具体的な内訳

### (1) 経費の配分及び負担区分

農業用機械等の名称	取得予定年月	単価、台数等	補助事業に要する経費(円、税込)	負担区分		備考
				国庫補助金(円)	その他(円)	
ア 農業用機械のリース導入						
イ 農業用機械の取得						
記載例：無人ロボットトラクタ	〇年〇月	30,000,000円、1台	33,000,000	15,000,000	18,000,000	除税額30,000,000円 うち国費15,000,000円
合計						

※1：取組を行うメニューについて、適宜、行を追加して記入すること。

※2：備考欄には仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇円 うち国費〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

※3：各費目の細目ごとに具体的に記入し、備考欄には経費積算の基礎等を記入すること。基礎等は別添資料でも可。

※4：農業用機械等を、リース導入でなく取得する場合は費用対効果分析を行うこと。

※5：農業用機械をリース導入する場合は別添1号の機械リース計画書を添付すること。

### (2) 事業完了(予定)年月日

年 月 日

### (3) 添付書類 (添付書類の電子ファイル名には、事業実施主体名及び以下の添付書類名を記載ください。)

(例：事業実施主体名「〇〇農産」の場合→「〇〇農産\_3. 財務資料（財務三表）」「〇〇農産\_7. 経費使用に関する参考資料（見積書）」等)

1. コンソーシアム等の規約等 2. 実施体制図（必須） 3. 財務資料（必須） 4. 根拠データ（必須） 5. 事業計画書（必須） 6. 経費使用に関する参考資料（必須）  
 7. 機械リース計画書 8. 環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（必須） 9. 審査基準の加算ポイントに係る証拠書類 10. 費用対効果分析 11. 申請書類  
 チェックシート（必須） 12. その他参考資料

(4) オープンAPIへの対応

トラクター、コンバイン又は田植機の導入又はリース導入を希望する場合は、以下の「参考」を御確認の上、導入を希望する農機のメーカーの状況についてチェックを入れてください。

- 導入を希望する農機のメーカーが、自社webサイトや農業データ連携基盤への表示等を通じて、データを連携できる環境を

整備している

整備していない

(参考) APIを自社webサイトや農業データ連携基盤への表示等を通じて、データを連携できる環境を整備している農機メーカー

(令和5年9月時点農林水産省調べ、五十音・アルファベット順で記載)

国内メーカー：井関農機株式会社、株式会社クボタ、三菱マヒンドラ農機株式会社、ヤンマーアグリ株式会社

海外メーカー：AGCO Corporation(Fendt、MASSEY FERGUSON、Valtra)、CLAAS KGaA mbH、CNH industrial N.V (Case IH、New Holland、Steyr)、Deere & Company(John Deere)、SDF group(SAME、DEUTZ-FAHR、Lamborghini)

※ データの連携により自身の営農作業を一元的に閲覧・分析することができ、より効率的・効果的な営農につなげることができます。「整備していない」を選択した場合であってもデータを連携できる環境を整備しているメーカーの農機への変更ができないかご検討ください。導入状況によってはメーカーの選択理由を尋ねる場合がございます。

## 6 活動評価と改善の方法

### (1) サービス提供による利用者からの評価を得る方法について

### (2) 利用者からの評価に対する改善体制・方法等について

別添1号の1 (別紙様式1号の3関係)  
(リース方式による機械等の導入の取組用)

(共同申請者記載)

機械リース計画書

年 月 日

地方農政局長等 殿

【事業実施主体名】

フリガナ

フリガナ

氏名

代表者氏名

〒

—

住所

電話番号

【リース事業者名】

※導入する機械によって  
リース事業者が異なる  
場合はリース業者毎に  
作成してください。

フリガナ

事業者名

代表者名

〒

—

住所

電話番号

強い農業づくり総合支援交付金のうち農業支援サービス事業支援タイプの事業計画書に基づき  
機械リース計画書を作成したので提出します。

- 1 事業計画書に違反した場合 (リース事業者の責めに帰さない場合を除く。)  
及び事業中止した場合には、リース事業者が地方農政局長等に交付金を返納します。
- 2 本取組に係る交付金を、このリース事業者が指定する口座に振り込むことについて  
合意します。
- 3 リース料交付額 \_\_\_\_\_ 円
- 4 取組の内容  
別添個票のとおり。

機械リース計画書 (No.○)

リース方式による機械等の導入の取組

対象機械	機種名		数量	台
	型式名			
	現有機の有無 (有の場合: 能力・取得年月・台数など)			
リース期間	開始日～終了日 (※1)		～	(年)
	リース借受日から○年間 (※2)			(年)
リース物件購入価格 (税抜き)				(円)
うちオプション分 (税抜き)				(円)
残存価格 (リース期間終了後の残価設定)				(円)
リース料交付額				(円)
リース諸費用 (金利・保険料・消費税)				(円)
うち税相当分				(円)
機械利用者負担リース料 (税込み)				(円)
リース物件保管場所				
リース事業者名				

注1: ※1及び※2については、いずれかを記入すること。

注2: リース料交付額は、A、Bのいずれか小さい額を記入すること。

A:[リース物件購入価格 (税抜き)] × (リース期間／法定耐用年数) × 1／2 以内

B: ([リース物件購入価格 (税抜き)] - [残存価格]) × 1／2 以内

注3: 複数の機械をリースする場合には、機械ごとにそれぞれ作成すること。

注4: 添付書類は、以下のとおり。

① 複数の販売会社の見積書の写し等 (3社以上、全社分)

② その他地方農政局長等が必要と認める資料

事業実施主体名

代表者名

## 環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート

強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農産第2890号農林水産事務次官依命通知）別記4の第3の1の（1）に基づき以下のとおり、チェックシートの取組を実施します。

下記の持続可能な農業生産に係る取組の各項目のうち、事業実施期間中に実施する内容について、□欄に✓又は■を記入してください。  
該当しない場合は、□欄には／（斜線）を記入してください。

### （1）適正な施肥

※農産物等の調達を行う場合

- 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討

### （2）適正な防除

※農産物等の調達を行う場合

- 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討（再掲）

### （3）エネルギーの節減

- オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める

- 省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないこと  
(照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の  
利用等)を検討

- 環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討

### （4）悪臭及び害虫の発生防止

※肥料・飼料等の製造を行う場合

- 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める

### （5）廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び処分

- プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理

- 資源の再利用を検討

### （6）生物多様性への悪影響の防止

※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合

- 生物多様性に配慮した事業実施に努める

※特定事業場である場合

- 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守

### （7）環境関係法令の遵守等

- みどりの食料システム戦略の理解

- 関係法令の遵守

- 環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める

※機械等を扱う事業者である場合

- 機械等の適切な整備と管理に努める

- 正しい知識に基づく作業安全に努める

別紙様式2号の4（別記4 第3の1関係）

番号  
年月日

○○地方農政局長 殿  
〔北海道にあっては、北海道農政事務所長  
沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長〕

事業実施主体名  
所 在 地  
氏 名

○○年度強い農業づくり総合支援交付金（農業支援サービス事業支援タイプ）  
事業実施計画の（変更）申請について

強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農産第2890号農林水産事務次官依命通知）別記4第3の1に基づき、関係書類を添えて協議する。

- (注) 1 関係書類として、別紙様式1号の3の事業実施計画を添付すること  
2 特認団体の協議にあっては別紙様式3号の3の特認団体協議書を添付すること

別紙様式2号の5（別記4 第3の1関係）

番 号  
年 月 日

○○地方農政局長 殿  
〔北海道にあっては、北海道農政事務所長  
沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長〕

事業実施主体名  
所 在 地  
氏 名

○○年度強い農業づくり総合支援交付金（農業支援サービス事業支援タイプ）  
交付決定前着手届について

強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農産第2890号農林水産事務次官依命通知）別記4第3の1に基づき、下記条件を了承の上、交付決定前に着手したいので届け出ます。

記

- 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
- 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。

事業内容	事業費	着手予定年月日	完了予定年月日	理由

別紙様式3号の3（別記4 第3の1関係）

特 認 団 体 協 議 書

事業実施主体の特認関係

事業実施主体名 (特認団体名)	代表者氏名	所在地	取組名
特認とする理由			

- (注) 1 事業実施主体の定款、規約等を添付すること  
2 事業実施主体の事業実施計画書を添付すること  
3 必要に応じて地方農政局等が指示した書類等を添付すること

別紙様式4号の3（別記4 第3の2及び3関係）

番 号  
年 月 日

○○地方農政局長 殿  
〔北海道にあっては、北海道農政事務所長  
沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長〕

事業実施主体名  
所 在 地  
氏 名

強い農業づくり総合支援交付金（農業支援サービス事業支援タイプ）の事業実  
施状況報告及び評価報告（○○年度）

強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農産第2890号農林水産事務  
次官依命通知）別記4第3の2及び3の規定に基づき、別添のとおり報告する。

- （注） 1 実施状況報告の場合は、関係書類として、別紙様式5号の2を添付すること  
2 評価報告の場合は、関係書類として、別紙様式第5号の3を添付すること  
3 交付等要綱別記4第3の2及び3による改善措置を講じた場合は、改善措置内容につい  
ても、あわせて報告すること

強い農業づくり総合支援交付金のうち農業支援サービス事業支援タイプ

## 年度 事業実施状況報告

策定年度：  年度      目標年度：  年度

---

事業実施主体名：

代表機関名：

## 1 成果目標の達成状況

(1) から (3) までのいずれかを選択

### (1) 事業実施主体の提供するサービスを活用する農業者等に係る目標の達成状況

	○年度 (事業開始前の現状)	○年度 (目標年度)	○年度 (当該年度)	達成率 (%)
経営体数				

### (2) 事業実施主体の提供するサービスを活用する農地面積に係る目標の達成状況

	○年度 (事業開始前の現状)	○年度 (目標年度)	○年度 (当該年度)	達成率 (%)
農地面積 (ha)				

### (3) 事業実施主体の提供するサービスの売上に係る目標の達成状況

	○年度 (事業開始前の現状)	○年度 (目標年度)	○年度 (当該年度)	達成率 (%)
売上 (万円)				

(参考) 想定している地域等 (任意)

## 2 年度活動計画の進捗状況

1年目：○年度の活動計画

2年目：○年度の活動計画

3年目：○年度の活動計画

その他

## 事業評価シート

事業実施主体名	
---------	--

## 1 成果目標の達成状況

(1) から (3) までのいずれかを選択

## (1) 事業実施主体の提供するサービスを活用する経営体数に係る目標の達成状況

	○年度 (事業開始前の現状)	○年度 (目標年度)	達成率 (%)	(参考) 目標値
経営体数				

## (2) 事業実施主体の提供するサービスを活用する農地面積に係る目標の達成状況

	○年度 (事業開始前の現状)	○年度 (目標年度)	達成率 (%)	(参考) 目標値
農地面積 (ha)				

## (3) 事業実施主体の提供するサービスの売上に係る目標の達成状況

	○年度 (事業開始前の現状)	○年度 (目標年度)	達成率 (%)	(参考) 目標値
売上 (万円)				

## 2 取組の総評 (事業実施主体記入欄)

--

## 3 取組の総評 (農産局記入欄)

--

## 別紙様式6号の4(別記4 第3の2及び3関係)

番 号  
年 月 日

○○地方農政局長 殿  
〔北海道にあっては、北海道農政事務所長  
沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長〕

事業実施主体名  
代表者氏名

○○年度強い農業づくり総合支援交付金（農業支援サービス事業支援タイプ）における改善計画について

○○年度強い農業づくり総合支援交付金（農業支援サービス事業支援タイプ）において、当初の事業実施計画における目標の達成に向け、下記の改善計画を実施しますので、報告します。

### 記

- 1 事業の導入及び取組の経過
- 2 当初事業実施計画の目標が未達成である原因及びそれを解決するまでの課題
- 3 事業の実績及び改善計画  
(改善計画は1か年の計画とし、本事業の事業実施状況報告書の写しを添付すること。)

区分	指標	事業実施後の状況						改善計画	
		目標値 ( 年)	事業開始 前の現状 ( 年)	事業実施 年度 ( 年)	1年後 ( 年)	2年後 目標年 ( 年)	達成率 ( 年)		達成率
成 果 目 標	事業実施主体の 提供するサービ スを活用する經 營体数	経営体数							
	事業実施主体の 提供するサービ スを活用する農 地面積	農地面積 (ha)							
	事業実施主体の 提供するサービ スの売上	売上 (万円)							

注) 改善計画に2年以上取り組む場合は、欄を適宜追加すること。

- 4 改善方策  
(事業内容の見直しも含めた、課題解決に必要な方策を具体的に記述すること。)
- 5 改善計画を実施するための推進体制